

○経済産業省令第 号

電気事業法の一部を改正する法律（令和八年法律第六十八号）の一部の施行に伴い、並びに同法の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（発電事業に係る発電等用電気工作物の要件） 第三条の四 <u>法第二条第一項第十四号の経済産業</u>	（発電事業に係る発電等用電気工作物の要件） 第三条の四 （新設）

省令で定める出力は、一万キロワットとする。

2

法第二条第一項第十四号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する発電等用電気工作物（以下「特定発電等用電気工作物」という。）であつて、それぞれの接続最大電力（特定発電等用電気工作物と一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物（一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物であつて、一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用

法第二条第一項第十四号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する発電等用電気工作物（以下「特定発電等用電気工作物」という。）であつて、それぞれの接続最大電力（特定発電等用電気工作物と一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物（一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物であつて、一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用

する電線路その他の電気工作物に電氣的に接続
されているものを含む。）とを直接に電氣的に
接続する地点（次項及び第四十五条の十九の二
第三項において「接続地点」という。）におけ
る最大の電力をいう。第四十五条の十九第二項
第二号において同じ。）のうち小売電気事業、
一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業
（第三号において「小売電気事業等」とい
う。）の用に供するためのもの（第二号及び第
四十八条の二において「小売電気事業等用接続
最大電力」という。）の合計が一万キロワット

する電線路その他の電気工作物に電氣的に接続
されているものを含む。）とを直接に電氣的に
接続する地点（次項において「接続地点」とい
う。）における最大の電力をいう。第四十五条
の十九第二項第二号において同じ。）のうち小
売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特
定送配電事業（第三号において「小売電気事業
等」という。）の用に供するためのもの（第二
号及び第四十八条の二において「小売電気事業
等用接続最大電力」という。）の合計が一万キ
ロワットを超えることとする。

を超えることとする。

一〇三 (略)

3 前二項の規定の適用については、同一の接続地点に接続している二以上の発電等用電気工作物は、一の発電等用電気工作物とみなす。

(基幹送変電設備となる送電用の電気工作物の電圧)

第四十条の四 法第二十七条の三の二第一項の経済産業省令で定める値は、十七万ボルトとする。

一〇三 (略)

2 前項の規定の適用については、同一の接続地点に接続している二以上の発電等用電気工作物は、一の発電等用電気工作物とみなす。

(新設)

（基幹送変電設備となる変電用の電気工作物の出力）

第四十条の五 法第二十七条の三の二第一項の経

済産業省令で定める出力は、二十万キロボルト

アンペアとする。

（新設）

（基幹送変電設備整備等計画の認定の申請）

第四十条の六 法第二十七条の三の二第一項の規

定により基幹送変電設備整備等計画の認定を受

けようとする一般送配電事業者（次項及び第四

（新設）

十条の八において「認定申請者」という。）は、様式第二十八の二の基幹送変電設備整備等計画の認定申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認定申請者の定款（これに準ずるものを含む。）の写し及び当該認定申請者が登記をしている場合にあつては、当該登記に係る登記事項証明書

二 貸借対照表及び損益計算書（これらの書類

を作成していない場合にあつては、これらに
準ずるもの）

三 当該基幹送変電設備整備等計画の実施に必
要な資金の使途、調達方法及び返済方法につ
いての内訳を記載した書類

四 当該認定申請者が法第三条の許可を受けた
ことを証する書類

3 経済産業大臣は、第一項の申請書及び前項の
書類のほか、基幹送変電設備整備等計画が法第
二十七条の三の二第三項各号に掲げる要件に適
合することを確認するために必要と認める書類

の提出その他必要な協力を求めることができる
。

（基幹送変電設備整備等計画の認定要件）

第四十条の七 法第二十七条の三の二第三項第一
号の経済産業省令で定める要件は、次の各号の
いずれにも該当するものであることとする。

一 基幹送変電設備整備等計画に基づき実施し
ようとする基幹送変電設備の整備又は更新が
、当該申請に係る一般送配電事業者がその事
業の用に供する電線路の容量を二十万キロワ

（新設）

ット以上増加させるものであること。ただし、当該基幹送変電設備整備等計画に係る内容が基幹送変電設備の容量の変更を伴わない又は増加させる更新の場合は、当該基幹送変電設備が更新されず除却されたときに減少する電線路の容量を増加分の容量とみなすこととする。

二 基幹送変電設備整備等計画に基づき実施しようとする基幹送変電設備の整備又は更新が、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー

ギー基本計画その他のエネルギーの需給に関する施策と調和したものであること。

三 次のいずれかに該当すること。

イ 次のいずれにも該当すること。

(1) 基幹送変電設備整備等計画の実施に必要な資金について、推進機関以外の者からの資金の借入れ（以下「外部資金借入れ」という。）が困難であると認められること。

(2) 外部資金借入れのために必要な取組を講ずるものであり、かつ、当該取組

に係る計画が示されていること。

ロ 基幹送変電設備整備等計画の実施に必要な資金について、外部資金借入れをもつてしてもなお当該資金が不足していると認められること。

（基幹送変電設備整備等計画の認定）

第四十条の八 経済産業大臣は、法第二十七条の三の二第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る基幹送変電設備整備等計画の認定をするときは、申請を受けた日から原則

（新設）

として三月以内に、認定申請者に様式第二十八の三の基幹送変電設備整備等計画の認定書を交付するものとする。

2 | 経済産業大臣は、法第二十七条の三の二第三項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十八の四の基幹送変電設備整備等計画の不認定通知書を認定申請者に交付するものとする。

3 | 経済産業大臣は、法第二十七条の三の二第三項の認定をしたときは、様式第二十八の五の基幹送変電設備整備等計画の概要により、当該認

定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 認定の日付

二 基幹送変電設備整備等計画認定番号

三 認定一般送配電事業者の名称

四 当該認定に係る基幹送変電設備整備等計画の概要

（認定の失効）

第四十条の九 第四十条の七第一号、第二号及び第三号イに掲げる要件による認定（以下「イ認

（新設）

定」という。)を受けた一般送配電事業者が当該認定に係る基幹送変電設備整備等計画の法第二十七条の三の三第一項に規定する計画の変更の申請を行い、第四十条の七第一号、第二号及び第三号ロに掲げる要件による計画の変更の認定を受けたときは、イ認定は、その効力を失う。

(認定基幹送変電設備整備等計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第四十条の十 法第二十七条の三の二第一項の認

(新設)

定を受けた基幹送変電設備整備等計画（以下

「認定基幹送変電設備整備等計画」という。）

の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十七條の三の三第一項の変更の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定一般送配電事業者は、遅滞なく、様式第二十八の六認定基幹送変電設備整備等計画の軽微な変更の届出書により、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 | 法第二十七條の三の三第一項の規定により、

認定基幹送変電設備整備等計画の変更の認定を

受けようとする認定一般送配電事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第二十八の七の認定基幹送変電設備整備等計画の変更申請書（以下この条において「変更申請書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならぬ。

3 | 経済産業大臣は、前項の変更申請書の提出を受けた場合において、当該変更の申請に係る認定基幹送変電設備整備等計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として三月以内に、変更申請者に様式第二十八の八の

認定基幹送変電設備整備等計画の変更認定書を
交付するものとする。

4 経済産業大臣は、前項の変更の認定をしない
ときは、その旨及びその理由を記載した様式第
二十八の九の認定基幹送変電設備整備等計画の
変更の不認定通知書を変更申請者に交付するも
のとする。

5 経済産業大臣は、第三項の変更の認定をした
ときは、様式第二十八の十の変更後の認定基幹
送変電設備整備等計画の概要により、当該変更
の認定について、次に掲げる事項を公表するも

のとする。

一 変更の認定の日付

二 変更後の基幹送変電設備整備等計画認定番号

三 認定一般送配電事業者の名称

四 変更後の認定基幹送変電設備整備等計画の概要

(認定基幹送変電設備整備等計画の変更の指示)

第四十条の十一 経済産業大臣は、法第二十七条

(新設)

の三の三第三項の規定により認定一般送配電事業者に対して認定基幹送変電設備整備等計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第二十八の十一の認定基幹送変電設備整備等計画の変更指示の通知書を当該変更の指示を受ける認定一般送配電事業者に交付するものとする。

（認定基幹送変電設備整備等計画の取消し）

第四十条の十二 経済産業大臣は、法第二十七条の三の三第二項又は第三項の規定により認定基

（新設）

幹送変電設備整備等計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十八の十二の認定基幹送変電設備整備等計画の認定取消し通知書を当該認定が取り消される認定一般送配電事業者に交付するものとする。

2 経済産業大臣は、法第二十七条の三の三第二項又は第三項の規定により認定基幹送変電設備整備等計画の認定を取り消したときは、様式第二十八の十三の認定基幹送変電設備整備等計画の認定取消しにより、当該取消しの日付並びにその認定を取り消した認定基幹送変電設備整備

等計画の認定番号及び一般送配電事業者の名称
を公表するものとする。

（実施状況の報告）

第四十条の十三 認定一般送配電事業者は、経済
産業大臣の求めに応じて、認定基幹送変電設備
整備等計画の実施状況を、様式第二十八の十四
の認定基幹送変電設備整備等計画の実施状況報
告書により経済産業大臣に報告しなければなら
ない。

（新設）

(準用)

第四十五条 第五条から第十一条まで、第十三条から第十六条まで、第四十条の二(第二項第三号並びに第三項第一号ロ、ニ及びホを除く。)

く。)、第四十条の三(第三項を除く。)

第四十条の六から第四十条の十三までの規定は送電事業者に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(準用)

第四十五条 第五条から第十一条まで、第十三条から第十六条まで、第四十条の二(第二項第三号並びに第三項第一号ロ、ニ及びホを除く。)

及び第四十条の三(第三項を除く。)の規定は送電事業者に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

			第四十条の 三第一項	
業者	一般送配電事 業	項	法第二十六条 の三第一項	
	送電事業者	一項	法第二十七条 の十二におい て準用する法 第二十六条の 三第一項	

			第四十条の 三第一項	
(新設)	(新設)	(新設)	法第二十六条 の三第一項	
(新設)	(新設)	(新設)	法第二十七 条の十二に おいて準用 する法第二 十六条の三 第一項	

			第四十条の 六第二項第 四号
第四十条の八	様式第二十八 の二	法第三十条	
第四十五条に おいて準用す る第四十条の 八	第四十五条に おいて準用す る様式第二十 八の二	法第二十七条 の四	

			(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第四十条の 六第三項	第四十条の 七柱書
法第二十七条 の三の二第三 項	法第二十七条 の三の二第三 項第一号
法第二十七条 の十一の七第 二項において 準用する法第 二十七条の三 の二第三項	法第二十七条 の十一の七第 二項において 準用する法第 二十七条の三

(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

		第四十条の 七第一号	
八第一項		法第二十七条 の三の二第一 項	一般送配電事 業者
様式第二十八 の三		法第二十七条 の十一の七第 一項	送電事業者 の二第三項第 一号
八の三 る様式第二十 において準用す		第四十五条に	

		(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第四十条の 八第二項	第四十条の 八第三項
法第二十七条 の三の二第三 項	法第二十七条 の三の二第三 項
法第二十七条 の十一の七第 二項において 準用する法第 二十七条の三	法第二十七条 の十一の七第 二項において 準用する法第 二十七条の三 の二第三項

(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

九	第四十条の	三 号	第四十条の 八第三項第
第一号	第四十条の七		認定一般送配 電事業者
十 条の七第一	準用する第四		認定送電事業 者
			の五
			様式第二十八
			の五
			おいて準用す
			る様式第二十
			八の五
			第四十五条に
			の二第三項

(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	

第十第一項	第四十條の		
の三の二第一	法第二十七條	一般送配電事業業者	
の十一の七第	法第二十七條	送電事業者	号
	の三の三第一		
	法第二十七條		
	の十一の七第		
	二項において		
	準用する法第		
	二十七條の三		
	の三第一項		

(新設)			
(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	

項	法第二十七条	の三の三第一	項				認定一般送配 電事業者
の六	様式第二十八	の六	の六				様式第二十八
項	法第二十七条	の十一の七第	二項において	準用する法第	二十七条の三	の三第一項	認定送電事業 者
一項	法第二十七条	の十一の七第	二項において	準用する法第	二十七条の三	の三第一項	認定送電事業 者
の六	様式第二十八	の六	の六				様式第二十八
の六	様式第二十八	の六	の六				様式第二十八

(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	

				第四十条の 十第二項		
様式第二十八	電事業者	認定一般送配		項	法第二十七条 の三の三第一	
第四十五条に	者	認定送電事業	の三第一項	準用する法第 二十七条の三	二項において の十一の七第 法第二十七条	る様式第二十 八の六

				(新設)		
(新設)	(新設)	(新設)		(新設)		
(新設)	(新設)	(新設)		(新設)		

第四十条の	第四十条の 十第三項			
様式第二十八	の八	様式第二十八	項	の七
第四十五条に	八の八	おいて準用する様式第二十	三項	法第二十七条の十一の七第

(新設)	(新設)			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

第十項	第四十条の	第十項第三号	第四十条の	十一
の十	認定一般送配	電事業者	法第二十七条の三の三第三	項
において準用する様式第二十 八の十	認定送電事業者		法第二十七条の十一の七第二項において準用する法第二十七条の三	

	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)

第十二第一項	第四十条の			
の三の三第二	法第二十七条	電事業者	認定一般送配	様式第二十八の十一
の十一の七第	法第二十七条	者	認定送電事業	第四十五条に おいて準用す る様式第二十 八の十一
			認定送電事業 者	の三第三項

(新設)				
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

電 事 業 者	認 定 一 般 送 配	の 十 二	様 式 第 二 十 八
者	認 定 送 電 事 業	八 の 十 二	る 様 式 第 二 十
		お い て 準 用 す	第 四 十 五 条 に
		は 第 三 項	の 三 第 二 項 又
		二 十 七 条 の 三	準 用 す る 法 第
		二 項 に お い て	項 又 は 第 三 項

(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	

第四十条の 様式第二十八	様式第二十 八の二	様式第二十 八の二	様式第二十 八の二	様式第二十 八の二	様式第二十 八の二
様式第二十八 の十三	様式第二十 八の二	様式第二十 八の二	様式第二十 八の二	様式第二十 八の二	様式第二十 八の二
第四十五条に おいて準用す る様式第二十 八の十三	様式第二十 八の二	様式第二十 八の二	様式第二十 八の二	様式第二十 八の二	様式第二十 八の二
一般送配電事 業者	認定一般送配 電事業者	認定一般送配 電事業者	認定一般送配 電事業者	認定一般送配 電事業者	認定一般送配 電事業者
送電事業者	認定送電事業 者	認定送電事業 者	認定送電事業 者	認定送電事業 者	認定送電事業 者
電気事業法第 二七条の三の 二第一項	電気事業法第 二七条の三の 二第一項	電気事業法第 二七条の三の 二第一項	電気事業法第 二七条の三の 二第一項	電気事業法第 二七条の三の 二第一項	電気事業法第 二七条の三の 二第一項
の七第一項	の七第一項	の七第一項	の七第一項	の七第一項	の七第一項

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第3項			第40条の6	法第3条	電気事業法施行規則第40条の7第3号			
第3項	第40条の6	いて準用する	第45条において準用する	4 法第27条の	条の7第3号	同規則第40	条で準用する	行規則第45

(新設)			(新設)	(新設)	(新設)			
(新設)			(新設)	(新設)	(新設)			

様式第二十	八の七		様式第二十	八の八
電気事業法第	27条の3の	3第1項	電気事業法第	27条の3の
電気事業法第	27条の11	の7第2項に おいて準用す る電気事業法 第27条の3 の3第1項	電気事業法第	27条の11
条の10第1	項			

(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	

様式第二十	八の十	様式第二十	様式第二十	八の十	様式第二十
認定一般送配	電事業者	電気事業法第	27条の3の	3第3項	3第4項にお
認定送電事業	者	電気事業法第	27条の11	の7第2項に	の7第3項に
				において準用す	において準用す

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

		様式第二十	八の十二		
		電気事業法第	27条の3の	3第2項又は	第3項
る電気事業法	第27条の3	の3第3項	電気事業法第	27条の11	の7第2項に
				において準用す	る電気事業法
				第27条の3	の3第2項又
					は第3項

	(新設)
	(新設)
	(新設)

様式第二十 八の十二	一般送配電事 業者	送電事業者
(発電事業の届出)		
第四十五条の十九 (略)		
2ゝ4 (略)		
5 法第二十七条の二十七第三項の規定による届		
出をしようとする者は、当該届出に係る発電等		
用電気工作物が大規模発電等用電気工作物で		
あつて、その使用の休止又は廃止について法第		
二十七条の二十八の二第一項の規定による協議		

(新設)	(新設)	(新設)
(発電事業の届出)		
第四十五条の十九 (略)		
2ゝ4 (略)		
(新設)		

をしなければならない場合には、様式第三十一の十八の発電事業変更届出書に次条第四項に規定する様式第三十一の十八の二の大規模発電等用電気工作物休止（廃止）協議申込書の写し及び同条第九項に規定する様式第三十一の十八の三の大規模発電等用電気工作物休止（廃止）協議承諾書の写し（以下この項において「大規模発電等用電気工作物休止（廃止）協議申込書等の写し」という。）を添付しなければならない。ただし、当該届出が前項第一号の場合かつ当該協議が次条第七項ただし書の場合に

あつては、大規模発電等用電気工作物休止（廃止）協議申込書等の写しを添付することを要せず、様式第三十一の十八の三の大規模発電等用電気工作物休止（廃止）協議承諾書の交付を受けた後、遅滞なく、大規模発電等用電気工作物休止（廃止）協議申込書等の写しを経済産業大臣に提出すれば足りる。

6・7
(略)

(大規模発電事業者の大規模発電等用電気工作物の使用の休止又は廃止に関する協議)

5・6
(略)

(新設)

第四十五条の十九の二 法第二十七条の二十八の二第一項の十キロワット以上の範囲内において経済産業省令で定める出力は、十キロワットとする。

2 法第二十七条の二十八の二第一項の経済産業省令で定める出力以上の出力の発電等電気工作物は、十キロワット以上の出力の発電等電気工作物とする。

3 前項の規定の適用については、使用を休止し、又は廃止しようとする二以上の発電等電気工作物が同一の接続地点に接続している場合

には、これらの発電等用電気工作物を一の発電等用電気工作物とみなす。

4 法第二十七条の二十八の二第一項の規定による協議をしようとする大規模発電事業者は、様式第三十一の十八の二の大規模発電等用電気工作物休止（廃止）協議申込書を当該大規模発電事業者から電気の供給を受ける一般送配電事業者又は配電事業者（以下この条において「一般送配電事業者等」という。）に交付しなければならぬ。

5 前項の協議をしようとする大規模発電事業者

は、同項の規定による様式第三十一の十八の二の大規模発電等用電気工作物休止（廃止）協議申込書の交付に代えて、次項で定めるところにより、一般送配電事業者等の承諾を得て、様式第三十一の十八の二の大規模発電等用電気工作物休止（廃止）協議申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協議をしようとする大規模発電事業者は、様式第三十一の十八の二の大規模発電等用電気工作物休止（廃止）協議申込書を交付したものとみなす。

6

第四項の協議をしようとする大規模発電事業

者は、前項の規定に基づき、電磁的方法により

様式第三十一の十八の二の大規模発電等用電気

工作物休止（廃止）協議申込書に記載すべき事

項を提供しようとするときは、あらかじめ、一

般送配電事業者等に対し、次に掲げる電磁的方

法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法

による承諾を得なければならない。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

るもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち

次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と

受信者の使用に係る電子計算機とを

接続する電気通信回線を通じて送信

し、受信者の使用に係る電子計算機

に備えられたファイルに記録する方

法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に

備えられたファイルに記録された情

報の内容を電気通信回線を通じて情

報の提供を受ける者の閲覧に供し、

当該情報の提供を受ける者の使用に

係る電子計算機に備えられたファイ

ルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法に

より一定の情報を確実に記録しておくこと

ができる物をもって調製するファイルに情

報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

7 法第二十七条の二十八の二第一項の経済産業

省令で定める日は、一年前の日とする。ただし

、一般送配電事業者等が認める場合には、二十

日前の日とする。

8 法第二十七条の二十八の二第一項に規定する
経済産業省令で定める事項は、大規模発電等用
電気工作物の使用の休止又は廃止の期日とす
る。

9 一般送配電事業者等は、第四項に基づき大規
模発電事業者が交付する様式第三十一の十八の
二の大規模発電等用電気工作物休止（廃止）協
議申込書を受領したときは、遅滞なく、様式第
三十一の十八の三の大規模発電等用電気工作物
休止（廃止）協議承諾書を、当該大規模発電事

業者に交付しなければならない。

10 第五項及び第六項の規定は、前項の規定に

より一般送配電事業者等が様式第三十一の十八

の三の大規模発電等用電気工作物休止（廃止）

協議承諾書を交付する場合について準用する。

（発電等用電気工作物整備等計画の認定に必要な
発電等用電気工作物の出力）

第四十五条の二十一の五の二 法第二十七条の二

十九の七第一項の経済産業省令で定める出力は

、五十万キロワットとする。

（新設）

（発電等用電気工作物整備等計画の認定の申請）

第四十五条の二十一の五の三 法第二十七条の二十九の七第一項の規定により発電等用電気工作物整備等計画の認定を受けようとする大規模発電事業者（次項及び第四十五条の二十一の五の五において「認定申請者」という。）は、様式第三十一の二十一の六の二の発電等用電気工作物整備等計画の認定申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（新設）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認定申請者の定款（これに準ずるものを含む。）の写し及び当該認定申請者が登記をしている場合は、当該登記に係る登記事項証明書

二 貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合は、これらに準ずるもの）

三 当該発電等用電気工作物整備等計画の実施に必要な資金の使途、調達方法及び返済

方法についての内訳を記載した書類

四 法第二十七条の二十七の届出の写しその他の当該認定申請者が大規模発電事業者であることを証する書類

3 経済産業大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、発電等用電気工作物整備等計画が法第二十七条の二十九の七第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

（発電等用電気工作物整備等計画の認定要件）

第四十五条の二十一の五の四 法第二十七条の二

十九の七第三項第一号の経済産業省令で定める

要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 発電等用電気工作物整備等計画に基づき整備又は更新を実施しようとする発電等用電気工作物が、基幹送変電設備その他の電気工作物の設置及び運用の状況に照らして、継続的かつ安定的に電気を供給することができものであること。

（新設）

二 発電等用電気工作物整備等計画に基づき
実施しようとする発電等用電気工作物の整
備又は更新が、エネルギー政策基本法第十
二条第一項に規定するエネルギー基本計画
その他のエネルギーの需給に関する施策と
調和したものであること。

三 発電等用電気工作物整備等計画の実施に
必要な資金について、外部資金借入れをも
つてしてもなお当該資金が不足していると
認められること。

(発電等用電気工作物整備等計画の認定)

第四十五条の二十一の五の五 経済産業大臣は、

法第二十七条の二十九の七第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る発電等用電気工作物整備等計画の認定をするときは、その申請を受けた日から原則として三月以内に、認定申請者に様式第三十一の二十一の六の三の発電等用電気工作物整備等計画の認定書を交付するものとする。

2 経済産業大臣は、法第二十七条の二十九の七

第三項の認定をしないときは、その旨及びその

(新設)

理由を記載した様式第三十一の二十一の六の四の発電等用電気工作物整備等計画の不認定通知書を認定申請者に交付するものとする。

3 経済産業大臣は、法第二十七条の二十九の七第三項の認定をしたときは、様式第三十一の二十一の六の五の発電等用電気工作物整備等計画の概要により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 認定の日付
- 二 発電等用電気工作物整備等計画認定番号
- 三 認定大規模発電事業者の名称

四 当該認定に係る発電等用電気工作物整備
等計画の概要

(認定発電等用電気工作物整備等計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第四十五条の二十一の五の六 認定発電等用電気工作物整備等計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十七条の二十九の八第一項の変更の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定大規模発電事業者は、遅滞なく、様式第三十一の二十一

(新設)

の六の六の認定発電等用電気工作物整備等計画の軽微な変更の届出書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 法第二十七条の二十九の八第一項の規定により、認定発電等用電気工作物整備等計画の変更の認定を受けようとする認定大規模発電事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第三十一の二十一の六の七の認定発電等用電気工作物整備等計画の変更申請書（以下この条において「変更申請書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

い。

3 経済産業大臣は、前項の変更申請書の提出を受けた場合において、当該変更の認定の申請に係る認定発電等用電気工作物整備等計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として三月以内に、変更申請者に様式第三十一の二十一の六の八の認定発電等用電気工作物整備等計画の変更認定書を交付するものとする。

4 経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第

三十一の二十一の六の九の認定発電等用電気工作物整備等計画の変更の不認定通知書を変更申請者に交付するものとする。

5 経済産業大臣は、第三項の変更の認定をしたときは、様式第三十一の二十一の六の十の変更後の認定発電等用電気工作物整備等計画の概要により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 変更の認定の日付

二 変更後の認定発電等用電気工作物整備等

計画認定番号

三 認定大規模発電事業者の名称

四 変更後の認定発電等用電気工作物整備等

計画の概要

(認定発電等用電気工作物整備等計画の変更の指示)

第四十五条の二十一の五の七 経済産業大臣は、

法第二十七条の二十九の八第三項の規定により

認定大規模発電事業者に対して認定発電等用電

気工作物整備等計画の変更を指示するときは、

当該変更の指示の内容及びその理由を記載した

(新設)

様式第三十一の二十一の六の十一の認定発電等
用電気工作物整備等計画の変更指示の通知書を
当該変更の指示を受ける認定大規模発電事業者
に交付するものとする。

（認定発電等用電気工作物整備等計画の取消
し）

第四十五条の二十一の五の八 経済産業大臣は、
法第二十七条の二十九の八第二項又は第三項の
規定により認定発電等用電気工作物整備等計画
の認定を取り消すときは、その旨及びその理由

（新設）

を記載した様式第三十一の二十一の六の十二の
認定発電等用電気工作物整備等計画の認定取消
し通知書を当該認定が取り消される認定大規模
発電事業者に交付するものとする。

2 | 経済産業大臣は、認定発電等用電気工作物整
備等計画の認定を取り消したときは、様式第三
十一の二十一の六の十三の認定発電等用電気工
作物整備等計画の認定取消しにより、当該取消
しの日付並びにその認定を取り消した認定発電
等用電気工作物整備等計画認定番号及び認定大
規模発電事業者の名称を公表するものとする。

(実施状況の報告)

第四十五条の二十一の五の九 認定大規模発電事業者は、経済産業大臣の求めに応じて、認定発電等用電気工作物整備等計画の実施状況を、様式第三十一の二十一の六の十四の認定発電等用電気工作物整備等計画の実施状況報告書により経済産業大臣に報告しなければならない。

(地域間売買取引の決済に係る利益の納付)

第三百三十二条の十一 (削る)

(新設)

(地域間売買取引の決済に係る利益の納付)

第三百三十二条の十一 卸電力取引所は、毎事業年

法第九十九条の八の収入の額は、次の各号に掲げる額を合計して得た額をいう。

一・二 (略)

三 前二号の他、毎事業年度末までに行われた地域間売買取引に係る地域間値差に関する業

度末において、翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額が零以上であるときは、法第九十九条の八の規定により、推進機関に対し、翌事業年度の四月三十日までに当該金額を納付するものとする。

2 前項の収入の額は、次の各号に掲げる額を合計して得た額をいう。

一・二 (略)

(新設)

務において、業務規程で定めるところにより、卸電力取引所が取引参加者から支払を受ける額	2 法第九十九条の八の費用の額は、次の各号に掲げる額を合計して得た額をいう。
一 (略) 二 前号の他、毎事業年度末までに行われた地域間売買取引に係る地域間値差に関する業務において、業務規程で定めるところにより、卸電力取引所が取引参加者に支払う額	3 第一項の費用の額は、次の各号に掲げる額を合計して得た額をいう。
三 前項各号及び前二号に関する事務費	二 前項各号及び前号に関する事務費

3 卸電力取引所は、<u>法第九十九条の八の規定に基づきエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に納付する金額を当該金額が生じた事業年度の損益計算書に費用として計上するものとする。</u>	4 卸電力取引所は、<u>第一項の金額を当該金額が生じた事業年度の損益計算書に費用として計上するものとする。</u>
--	--

様式第二十八の次に次の十三様式を加える。

「様式第二十八の二から様式第二十八の十四までを挿入」

様式第三十一の十八の次に次の二様式を加える。

「様式第三十一の十八の二及び様式第三十一の十八の三を挿入」

様式第三十一の二十一の六の次に次の十三様式を加える。

「様式第三十一の六の二から様式第三十一の六の十四までを挿入」

様式第三十一の二十九から四十一を次のように改める。

「様式第三十一の二十九から様式第三十一の四十一までを挿入」

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第
四十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（認定基準） 第五条 法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一〇八 （略） 八の二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合であつて、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画に、法第九条第三項	（認定基準） 第五条 法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一〇八 （略） 八の二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合であつて、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画に、法第九条第三項

に規定する事項が記載されているときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イゝハ （略）

ニ 当該認定を申請した者が電気事業法第二条第一項第十五号の発電事業者に該当すること又は当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が電気事業法施行規則第三条の四第二項に規定する特定発電等電気工作物であつて、その旨が電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定による届出に係る事項として記載されていること。

八の三ゝ十五 （略）

に規定する事項が記載されているときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イゝハ （略）

ニ 当該認定を申請した者が電気事業法第二条第一項第十五号の発電事業者に該当すること又は当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が電気事業法施行規則第三条の四第一項に規定する特定発電等電気工作物であつて、その旨が電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定による届出に係る事項として記載されていること。

八の三ゝ十五 （略）

2 ・ 3 (略)	2 ・ 3 (略)
------------------------	------------------------

（広域的運営推進機関に関する省令の一部改正）

第三条 広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（広域系統整備交付金の交付） 第九条 （略） 2 前項の交付金（以下この条において「広域系統整備交付金」という。）の額は、<u>前項</u>の請求がされた年度に生ずる法第二十八条の四十八第二項第一号の電気工作物の整備又は更新に要す	（広域系統整備交付金の交付） 第九条 （略） 2 前項の交付金（以下この条において「広域系統整備交付金」という。）の額は、<u>翌年度</u>に生ずる法第二十八条の四十八第二項第一号の電気工作物の整備又は更新に要する費用であつて前

る費用であつて前項の実施主体が負担するもの
のうち、経済産業大臣が定めるものの額及び広
域系統整備交付金の財源に充てるべき額として
経済産業大臣が定めるところにより配分した額
を基礎として、経済産業大臣が定める算定方法
により、定めるものとする。

(資金の貸付け)

第九条の二 (略)

2 推進機関は、前項の請求に応じて、法第二十
八条の四十第一項第五号の三の規定により貸し
付ける資金(以下この項において「貸付金」と
いう。)の額を定めようとするときは、法第二

項の実施主体が負担するものうち、経済産業
大臣が定めるものの額及び広域系統整備交付金
の財源に充てるべき額として経済産業大臣が定
めるところにより配分した額を基礎として、経
済産業大臣が定める算定方法により、定めるも
のとする。

(資金の貸付け)

第九条の二 (略)

2 法第二十八条の四十第一項第五号の三の規定
により貸し付ける資金(次項において「貸付金
」という。)の額は、法第二十八条の五十第二
項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作

十八条の五十第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金の額として、当該資金の貸付けを受けようとする認定整備等事業者から報告を受けた額及び貸付金の財源に充てべき額として経済産業大臣が定める方法により配分した額を基礎として定めるものとする。

(削る)

物の整備又は更新に必要な資金の額として、当該資金の貸付けを受けようとする認定整備等事業者から報告を受けた額及び貸付金の財源に充てるべき額として経済産業大臣が定める方法により配分した額を基礎として、前項の請求に応じて定めるものとする。

3

推進機関は、法第二十八条の四十第一項第五号の三の規定による資金の貸付けをしようとするときは、あらかじめ、当該貸付けをする貸付金の額及び利子、償還期間その他の貸付けの条件について、経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

(認定整備等事業者に対する貸付けの決定)

第十条の二 推進機関は、法第二十八条の四十第一項第五号の三の規定による貸付けを行うときは、経済産業大臣が定める基準に従って、その内容を決定しなければならない。

2 推進機関は、法第二十八条の四十第一項第五号の三の規定による貸付けを行うかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

(基幹送変電設備整備等計画の評価)

(新設)

第十七条の三 推進機関は、法第二十八条の四十

第一項第九号の規定による貸付けに係る基幹送

変電設備整備等計画の認定に先立ち、一般送配

電事業者又は送電事業者が作成する法第二十七

条の三の二第一項に規定する基幹送変電設備整

備等計画に係る基幹送変電設備に関する事項を

評価しなければならない。

（新設）

(広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令の一部改正)

第四条 広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令(平成二十七年経済産業省令第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(勘定区分) 第二条 (略) 2 推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。 (削る)	(勘定区分) 第二条 (略) 2 推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。 一 広域系統整備交付金交付等業務

一 電気事業法（以下「法」という。）第二十八
八条の四十第一項第十一号に掲げる業務

二 法第二十八条の四十第一項第十二号に掲げ
る業務

三 法第二十八条の四十第二項第一号に掲げる
業務

四 法第二十八条の四十第二項第二号に掲げる
業務

五 前各号に掲げる業務以外の業務

3 前項第五号に掲げる業務に係る勘定は、内訳

として、次に掲げる業務に係る各経理単位に区

二 電気事業法（以下「法」という。）第二十
八条の四十第一項第八号の二に掲げる業務

三 法第二十八条の四十第一項第八号の三に掲
げる業務

四 法第二十八条の四十第二項第一号に掲げる
業務

五 法第二十八条の四十第二項第二号に掲げる
業務

六 前各号に掲げる業務以外の業務

（新設）

分するものとする。

一 法第二十八条の四十第一項第五号の二に掲げる業務又は同項第五号の三に掲げる業務であつて、法第二十八条の五十第二項に規定する認定整備等計画の実施に必要な資金について、推進機関以外の者からの借入れによる資金の調達（以下この号において「外部資金調達」という。）が困難であると認められ、かつ外部資金調達のために必要な取組を講ずるものであり、かつ、当該取組に係る計画が示されているものに係るもの及び法第二十八条

の四十第一項第九号に掲げる業務であつて電
気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第
七十七号）第四十条の七第一号、第二号及び
第三号イの要件に適合する法第二十七条の三
の二第一項の認定又は法第二十七条の十一の
七第一項の認定を受けた基幹送変電設備整備
等計画（法第二十七条の三の三第一項の規定
による変更の認定又は法第二十七条の十一の
七第三項で準用する法第二十七条の三の三第
一項の規定による変更の認定があつたときは
、その変更後のもの）に係るもの

二 法第二十八条の四十第一項第五号の三に掲げる業務であつて前号に掲げるもの以外のもの、法第二十八条の四十第一項第九号に掲げる業務であつて前号に掲げるもの以外のもの及び法第二十八条の四十第一項第十号に掲げる業務

三 前二号に掲げる業務以外の業務

4 |
(略)

(経理単位間の資金の融通)

第二条の二 推進機関は、前条第三項第一号の経

3 |
(略)

(新設)

理と同項第二号の経理との間に限り、資金の融通をすることができる。 2 前項の資金の融通は、融通をする経理からその融通を受ける経理への貸付けとして整理するものとする。	(新設)
--	-------------

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日から起算して九月を経過する日の翌日から同日以後三月を経過する日までの間に行われる大規模発電等用電気工作物の使用の休止又は廃止についての第四十五条の十九第五項の規定の

適用については、同項中「添付しなければならない」とあるのは、「添付することを要せず、様式第三十一の十八の三の大規模発電等用電気工作物休止（廃止）協議承諾書の交付を受けた後、遅滞なく、大規模発電等用電気工作物休止（廃止）協議申込書等の写しを経済産業大臣に提出すれば足りる」とする。

2 この省令の施行の日から起算して十二月を経過する日までの間に大規模発電等用電気工作物の使用を休止し、又は廃止しようとする大規模発電事業者は、この省令の施行後速やかに、法第二十七条の二十八の二第一項の規定による協議を行うものとする。

第三条 第三条による改正において、推進機関が本省令の施行より前に策定した広域系統整備計画に定められた電気工作物の整備又は更新に関する整備等計画については、当該計画の実施に必要な資金について、外部資金調達が困難であると認められ、かつ外部資金調達のために必要な取組を講ずるものであり、かつ、当該取組に係る計画が示されているものとする。ただし、この省令による改正後の広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令第二条第三項第二号に規定する経理単位からの貸付けを受けたときは、本条の効力を失う。